○羽村市工事請負契約最低制限価格設定基準

平成24年３月30日羽総契発第17125号

改正

平成25年８月16日羽財契発第6656号

平成26年３月６日羽財契発第15458号

平成29年２月22日羽財契発第17246号

羽村市工事請負契約最低制限価格設定基準

（趣旨）

第１条　この基準は、羽村市が発注する工事の請負契約に係る競争入札について、羽村市契約事務規則（昭和39年規則第15号。以下「規則」という。）第26条及び第27条の規定による最低制限価格（以下「最低制限価格」という。）の設定及び決定方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第２条　最低制限価格を設定する工事は、予定価格が130万円以上のものとする。

（決定方法）

第３条　最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額（発生材（有価物）の売却費、ガス工事等が含まれている場合は、その費用を合算する。）に、100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の７に満たない場合にあっては、最低制限価格は予定価格に10分の７を乗じて得た額とする。

(１)　直接工事費の額に100分の95を乗じて得た額

(２)　共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額

(３)　現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額

(４)　一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額

２　前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めたときは、最低制限価格は、予定価格の10分の７以上の範囲内で別の方法により決定した額とする。

（入札参加者への周知）

第４条　最低制限価格を設定して入札を行う場合は、規則第８条に規定する公示又は規則第34条第２項に規定する通知に、次の各号に掲げる事項を併せて記載するものとする。

(１)　最低制限価格を設定していること。

(２)　最低制限価格を設定した入札において、入札価格（消費税額及び地方消費税額を加えた金額）が最低制限価格に満たない場合は、その入札者を失格とするとともに、当該入札に再度参加できないものとすること。

付　則

この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

付　則（平成25年８月16日羽財契発第6656号）

（施行期日）

１　この要綱は、平成25年９月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第３条の規定は、施行日以降に契約事務を開始する入札に適用し、施行日前に開始した入札については、なお従前の例による。

付　則（平成26年３月６日羽財契発第15458号）

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

付　則（平成29年２月22日羽財契発第17246号）

（施行期日）

１　この要綱は、平成29年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第３条の規定は、施行日以後に契約事務を開始する入札に適用し、施行日前に開始した入札については、なお従前の例による。